

令和7年度青森支部事業計画の実施状況について



全国健康保険協会青森支部

1. 青森支部事業概況(基礎データ)

- (1) 適用関係の推移…………… 3
- (2) 保険給付費、加入者1人当たり医療費の推移… 4

2. KPI達成状況

- (1) 保険者機能の類型…………… 6
- (2) 令和7年度青森支部事業計画KPI達成状況… 7

3. 基盤的保険者機能の盤石化

- (1) 健全な財政運営…………… 10
- (2) 業務改革の実践と業務品質の向上…………… 11
- (3) DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進… 16

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

- (1) データ分析に基づく事業実施…………… 18
- (2) 健康づくり…………… 19
- (3) 医療費適正化…………… 34
- (4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を
通じた加入者等の理解促進…………… 39

5. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- (1) 人事・組織…………… 42
- (2) 内部統制等…………… 44

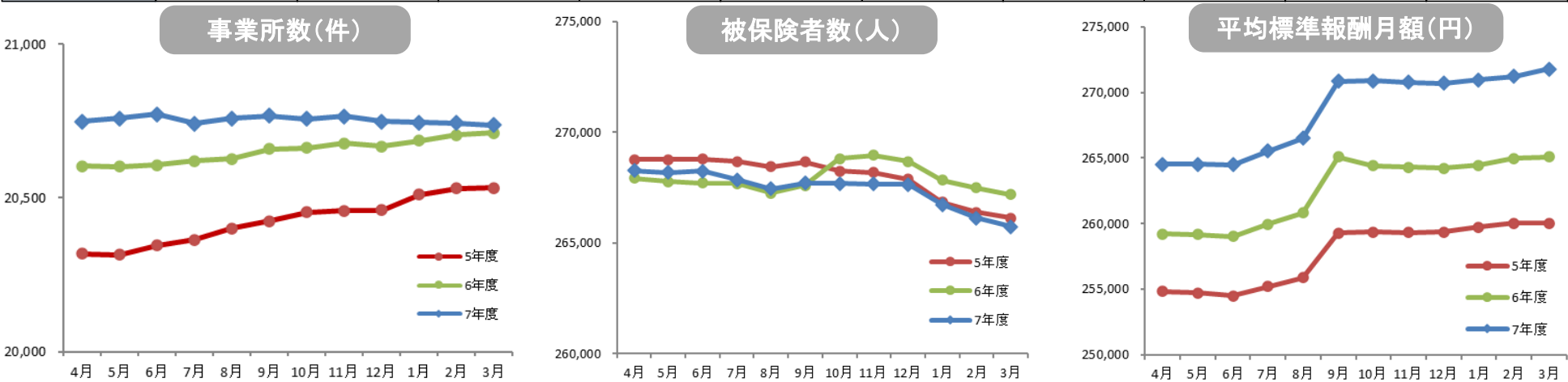
1. 青森支部事業概況(基礎データ)

1. 青森支部事業概況(基礎データ)

(1)適用関係の推移

- ・事業所数は前年度に比べて増加で推移していますが、加入者数(被保険者数、被扶養者数)は減少傾向で推移しています。
- ・平均標準報酬月額額は、前年度に比べて増加傾向で推移しています。

	事業所数(件)		加入者数(人)		被保険者数(人)		被扶養者数(人)		平均標準報酬月額(円)	
		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)
令和5年度平均	20,427	1.0	412,994	▲ 3.1	267,985	▲ 1.9	145,009	▲ 5.3	257,688	2.1
令和6年度平均	20,653	1.1	406,096	▲ 1.7	267,909	▲ 0.0	138,187	▲ 4.7	262,564	1.9
令和7年度平均	20,754	0.5	399,050	▲ 1.7	267,447	▲ 0.2	131,602	▲ 4.8	268,554	2.3
令和7年4月	20,749	0.7	401,978	▲ 1.6	268,281	0.1	133,697	▲ 4.8	264,506	2.0
令和7年5月	20,759	0.8	401,213	▲ 1.5	268,192	0.2	133,021	▲ 4.6	264,532	2.1
令和7年6月	20,772	0.8	400,933	▲ 1.4	268,255	0.2	132,678	▲ 4.5	264,483	2.1
令和7年7月	20,742	0.6	400,146	▲ 1.6	267,855	0.1	132,291	▲ 4.7	265,545	2.2
令和7年8月	20,759	0.6	399,520	▲ 1.6	267,450	0.1	132,070	▲ 4.8	266,495	2.2
令和7年9月	20,767	0.5	399,740	▲ 1.6	267,720	0.0	132,020	▲ 4.7	270,841	2.2
令和7年10月	20,757	0.5	399,431	▲ 1.8	267,694	▲ 0.4	131,737	▲ 4.5	270,868	2.4
令和7年11月	20,766	0.4	398,878	▲ 1.9	267,665	▲ 0.5	131,213	▲ 4.8	270,751	2.4
令和7年12月	20,749	0.4	398,401	▲ 1.9	267,634	▲ 0.4	130,767	▲ 4.8	270,682	2.4
令和8年1月	20,746	0.3	396,997	▲ 1.9	266,740	▲ 0.4	130,257	▲ 4.9	270,951	2.5
令和8年2月	20,744	0.2	396,023	▲ 2.0	266,138	▲ 0.5	129,885	▲ 5.0	271,208	2.4
令和8年3月	20,737	0.1	395,334	▲ 2.0	265,745	▲ 0.5	129,589	▲ 5.0	271,783	2.5

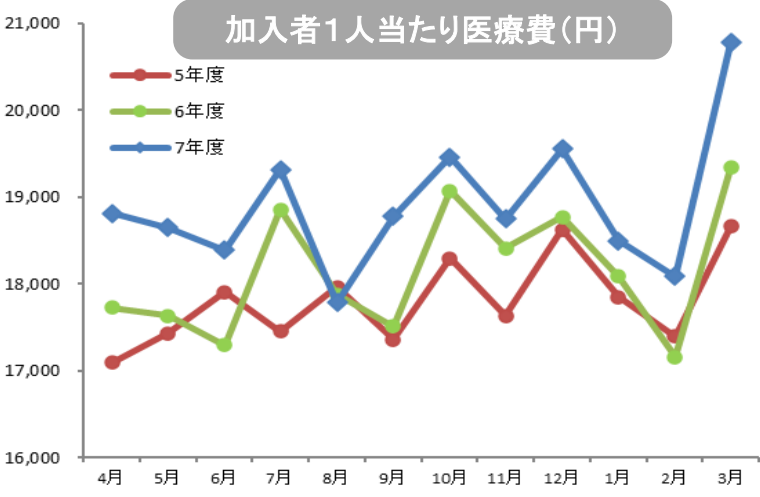
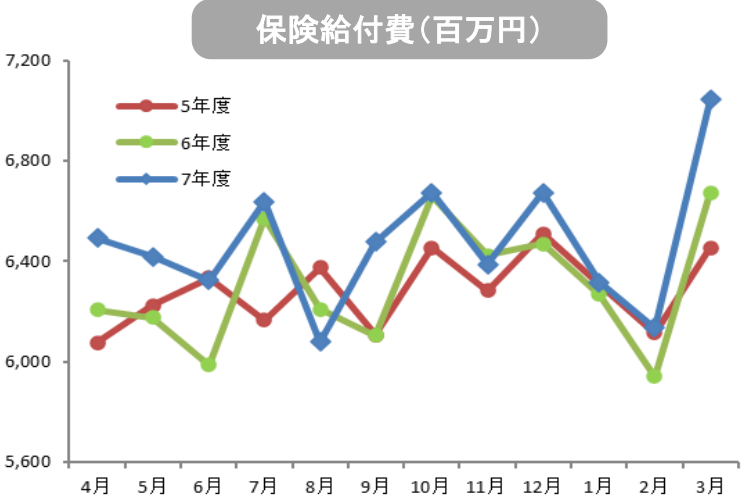


1. 青森支部事業概況(基礎データ)

(2) 保険給付費、加入者1人当たり医療費の推移

・保険給付費、加入者1人当たり医療費は増加傾向にあります。

	保険給付費 (百万円)		加入者1人当たり医療費(円)		入院		入院外(調剤含む)		歯科	
		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)		対前年度増加率(%)
令和5年度平均	6,284	2.0	17,807	5.3	4,680	4.4	11,333	6.0	1,626	2.6
令和6年度平均	6,308	0.4	18,146	1.9	4,958	6.0	11,303	▲ 0.3	1,704	4.8
令和7年度平均	6,472	2.6	18,906	4.2	5,123	3.3	11,805	4.4	1,784	4.7
令和7年4月	6,493	4.6	18,816	6.1	5,144	10.0	11,709	4.7	1,777	4.8
令和7年5月	6,418	3.9	18,647	5.7	5,156	7.0	11,601	5.4	1,702	4.6
令和7年6月	6,324	5.6	18,391	6.3	4,876	3.3	11,497	7.9	1,832	5.6
令和7年7月	6,639	1.0	19,315	2.4	5,212	▲ 1.7	11,983	4.0	1,924	4.3
令和7年8月	6,079	▲ 2.1	17,784	▲ 0.5	5,093	▲ 2.1	10,878	▲ 0.1	1,618	0.4
令和7年9月	6,477	6.1	18,782	7.2	5,134	3.5	11,647	8.3	1,809	11.5
令和7年10月	6,673	0.2	19,462	2.0	4,992	▲ 4.0	12,373	4.3	1,901	4.5
令和7年11月	6,389	▲ 0.5	18,749	1.8	5,040	▲ 2.1	11,825	4.0	1,688	▲ 1.9
令和7年12月	6,674	3.2	19,553	4.1	5,154	8.6	12,348	1.8	1,857	8.1
令和8年1月	6,317	0.8	18,501	2.3	5,220	6.7	11,410	▲ 0.4	1,670	6.9
令和8年2月	6,135	3.3	18,088	5.4	4,944	7.4	11,286	5.1	1,668	1.8
令和8年3月	7,043	5.5	20,779	7.5	5,505	5.3	13,099	8.6	1,962	5.6



2. KPI達成状況

2. KPI達成状況

(1) 保険者機能の類型

保険者機能強化アクションプラン(第6期)

保険者機能強化アクションプラン(第6期)では、保険者機能について主に以下の三つの類型に大別し、目的・目標を整理しています。

保険者機能の類型	目的・目標
基盤的保険者機能の盤石化	・保険者として健全な財政運営を行うとともに、協会や医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図るという基本的な役割を果たす必要がある。 ・基盤的保険者機能の盤石化に向け、業務改革の実践(標準化・効率化・簡素化の徹底、生産性の向上、職員の意識改革の促進)による、加入者サービスの向上や医療費の適正化の促進、DXの推進による加入者の利便性を図る。
戦略的保険者機能の一層の発揮	・加入者の健康度の向上、医療の質や効率性の向上及び医療費等の適正化を推進するためには、戦略的保険者機能を一層発揮することが必要である。 ・このため①データ分析に基づく課題抽出、課題解決に向けた事業企画・実施・検証を行うこと、②分析成果を最大限活かすため、支部幹部職員が関係団体と定期的な意見交換等を行うことにより「顔の見える地域ネットワーク」を重層的に構築し、当該ネットワークを活用しながら地域・職域における健康づくり等の取組や医療保険制度に係る広報・意見発信に取り組む。
保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	・保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用、システム運用に業務効率化等を踏まえた人員の最適配分等を通じて、協会全体の組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化し、協会業務の適正を確保する。 ・システムについて、安定稼働を行いつつ、制度改正等に係る適切な対応や、中長期の業務を見据えた対応の実現を図る。 ・「広報基本方針」及び「広報計画」の策定を通じて、統一的・計画的な協会広報を実施する。

2. KPI達成状況

(2) 令和7年度青森支部事業計画KPI達成状況

赤丸：達成
「対前年度」：年度中の平均数値
「対前年度末」：年度末数値

KPI 設定項目	青森支部 KPI	令和7年度 実績	全国平均	令和6年度 実績	全国平均
1. 基盤的保険者機能の盤石化					
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100%	100%	100%
サービススタンダードの平均所要日数の維持	7日以内	4.85日	5.50日	4.95日	5.63日
現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率	対前年度以下	4.9%	4.0%	5.3%	4.2%
協会のレセプト点検の査定率	対前年度以上	0.203%	0.128%	0.151%	0.131%
協会の再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上	5,880円	10,017円	5,188円	9,908円
返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率	対前年度以上	87.18%	63.70%	84.47%	66.20%

2. KPI達成状況

(2) 令和7年度青森支部事業計画KPI達成状況

赤丸：達成
「対前年度」：年度中の平均数値
「対前年度末」：年度末数値

KPI 設定項目6	青森支部 KPI	令和7年度 実績	全国平均	令和6年度 実績	全国平均
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮					
生活習慣病予防健診実施率	64.2%以上	60.1%	59.7%	58.2%	58.4%
事業者健診データ取得率	12.7%以上	12.8%	7.8%	12.4%	7.2%
被扶養者の特定健診実施率	31.2%以上	28.3%	29.4%	29.4%	29.4%
被保険者の特定保健指導実施率	31.9%以上	31.0%	21.7%	28.8%	20.3%
被扶養者の特定保健指導実施率	24.1%以上	24.8%	19.9%	16.1%	17.1%
受診勧奨後10か月以内に医療機関を受診した者の割合	対前年度以上	33.8%	34.2%	33.6%	33.9%
健康宣言事業所数	2,090事業所以上	2,100事業所	全国合計 115,407事業所	1,979事業所	全国合計 105,343事業所
SNS(LINE公式アカウント)を運用した毎月の情報発信	毎月	毎月	毎月	-	-
ジェネリック医薬品使用割合	対前年度末以上	91.6% (2月診療分)	90.5% (2月診療分)	90.5%	89.1%
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	53.2%以上	55.0%	55.4%	53.2%	54.2%
健康保険委員の委嘱事業所数	対前年度末以上	2,723事業所	全国合計 346,949事業所	2,651事業所	全国合計 328,886事業所
3. 組織・運営体制等の整備					
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15%以下	14.3%	14.1% (参考値)	7.7%	10.7%

3. 基盤的保険者機能の盤石化

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(1) 健全な財政運営

事業計画(具体的施策等)	実施状況
① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ② 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ③ 医療費適正化等の努力を行うとともに、県の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、積極的に意見発信を行う。	① 7月開催の評議会において、令和6年度決算を説明。令和8年度保険料率については、10月開催の評議会において、令和8年度からの収支見通しと、今後5年間のごく粗い試算を示し、協会の保険財政は依然として中長期的に楽観視できない状況であることを説明。1月の評議会でも令和8年度保険料率を前年度料率と同率に据え置くことで決定した。 ② 令和6年度決算の状況と楽観視できない今後の見通し等について、9月送付の納入告知書同封リーフレット等を通じて、情報発信を行った。また、令和8年度保険料率の決定後は、2月送付の納入告知書同封リーフレットや3月掲載の新聞広告、商工団体の会報誌等を通じて、情報発信を行った。 ③ 上期は書面開催であったため意見発信する機会はなかったが、下期は、3月の医療費適正化計画に係る懇話会にて、バイオシミラー使用促進に関してデータに基づく意見を発信した。

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

KPI			
(※サービススタンダード: 傷病手当金等の給付金について、受付から振込までを10営業日以内に完了する。)			
⑦ サービススタンダードの達成状況を100%とする。			
⑧ サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。			
⑨ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。			
指標	令和7年度目標	令和7年度実績	令和6年度実績
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100%
サービススタンダードの平均所要日数	7日以内	4.85日	4.95日
現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率	対前年度以下	4.9%	5.3%
事業計画(具体的施策等)		実施状況	
① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 - マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び2026(令和8)年1月に予定される電子申請の導入に即した事務処理体制を構築する。 - 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで、生産性の向上を図る。 - 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を行うとともに、職員の意識改革を促進する。		以下の取組を随時実施し、職員の意識改革と多能化、事務処理体制の構築・強化を総合的に推進した。 - 本部主催の研修会に参加し、支部内での伝達研修や学習会を行うことによって、電子申請の導入等に向けた事務処理体制を整えた。 - 学習会や打合せ等を随時行い、業務マニュアルや手順書に基づく事務処理の徹底を図った。 - 管理職による職員との面談を行い、課題の共有や意識改革を図った。 - 新たに採用された職員へのOJTを計画的に行い、知識と処理能力の向上を図った。	

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

事業計画(具体的施策等)	実施状況
- 自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。 ② サービス水準の向上 - すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。 - 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送や電子申請による申請を促進する。 - 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての確に対応する。 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し、改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。	- システムによる自動審査が行えない事象の原因を探り、医療機関に証明欄の記載が不明瞭とならないよう依頼を行ったほか、申請書返戻時に記入上の注意点をまとめたチラシを同封するなどの対応策を行った。 ② - 日次(朝・夕)のミーティングにおいて、管理者が審査者と受付件数や処理可能件数、処理済み件数等を共有し、指示を出すなど処理遅延が発生しないように進捗管理を徹底した。 - 日々の相談対応時や11月と1月に開催した健康保険委員研修会等において、電子申請や郵送による手続きの案内を行った。 3月に健康保険委員が在籍する中規模以上の事業所614社に対し、退職後の任意継続に関する案内チラシ等を発送し、電子申請や郵送による手続きを促した。 - 新たに採用された職員へのOJTを計画的に行ったほか、11月に本部主催の電話相談対応研修に職員が参加し、支部内での伝達研修も行うことで、相談対応に必要な知識とオペレーション能力の向上を図った。 - 朝礼での「電話対応の心がけ」及び過去の研修資料を活用した唱和、電話対応アンケートの実施など、CS向上のための各種取組を行った。 【参考】12月に実施した架電調査における電話対応満足度：100%

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

事業計画(具体的施策等)	実施状況
③ 現金給付等の適正化の推進 - 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。 - 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 - 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 - 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し、多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については、東北厚生局へ情報提供を行う。 - あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 - 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 - これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、本部が実施する業務研修に参加し、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。	③ - 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、管理職による進捗管理を徹底し、情報照会等による確認作業を確実に行った。 - 傷病手当金及び出産手当金の支給決定データから不正が疑われる申請がないか、毎月、システムによる抽出と内容確認を行い、保険給付適正化PT会議において内容を精査。事業主への立入検査を行う案件はなかった。 - 海外出産育児一時金の申請については、提出書類の確認を徹底するとともに不確かなものは事業所に確認するなどして、不正請求の防止に努めた。 - 毎月開催する柔整審査会とも連携しながら、患者への文書照会を毎月実施した。面接確認委員会を実施するまでの疑義案件はなし。 - あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、文書照会を行う対象となる案件はなかった。 - 整骨院・接骨院のかかり方について、7月の納入告知書同封リーフレットに記事を掲載し、適正受診への啓発を行った。 - 被扶養者資格の再確認について、7月に青森県社会保険労務士会に要請し、ホームページへの記事掲載の協力をいただいた。また、9月から、メルマガや納入告知書同封リーフレット等による広報を行い、事業主等に再確認リストの提出を呼び掛けた。 - 宛所不明で未送達となった被扶養者資格の再確認リストについては、直近の所在地情報を調べるなどして事業所に送付した。また、期限を過ぎてもリストの提出がない事業所(318社)に対しては、3月に文書による勧奨を実施した。 - 学習会や打合せ、本部主催の業務担当者研修の伝達等を行い、業務マニュアルや手順書に基づく事務処理の徹底を図った。

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

KPI

(※査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額)

- ㊦協会レセプト点検の査定率※について対前年度以上とする。
- ㊦協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。

指標	令和7年度目標	令和7年度実績	令和6年度実績
レセプト点検の査定率	対前年度以上	0.203%	0.151%
再審査レセプト1件 当たりの査定額	対前年度以上	5,880円	5,188円

事業計画(具体的施策等)	実施状況
㊦ レセプト内容点検の精度向上 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 - 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。 - 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 - 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。 - 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 - システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。	㊦ - 行動計画を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を実施した。 - 厚生労働省や自支部及び他支部の査定事例等を検証し、自動点検マスタに有効な事例を登録するとともに、登録内容の精査による更新や削除を積極的に実施し、システム点検の効率化を図った。 - 定期的実施する社会保険診療報酬支払基金との協議の際に、確認が必要な再審査請求事例について原審どおりとなった理由の説明を求め、適正なレセプト請求に繋げた。 - 点検員間における日々の査定事例共有、勉強会、外部講師による研修会等によりスキルアップを図った。(8月支部独自の対面による医科・歯科研修、1月支部独自の医科のオンライン研修) - 資格点検、外傷点検を確実に実施した。

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

KPI

①返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする。

指標	令和7年度目標	令和7年度実績	令和6年度実績
返納金債権の回収率	対前年度以上	87.18%	84.47%

事業計画（具体的施策等）	実施状況
⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 - 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 - 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告 及び費用対効果を踏まえた 法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。	⑤ - 債権の早期調定と納付書の速やかな送付を徹底するとともに、初回催告、弁護士名による催告等を着実に実施し、早期回収に努めた。 - 無資格受診に係る返納金に関しては、電話や訪問により債務者との早期接触を図り、保険者間調整を積極的に勧奨して回収率の向上に繋げた。

3. 基盤的保険者機能の盤石化

(3)DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

事業計画(具体的施策等)	実施状況
① オンライン資格確認等システムの周知徹底 - 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023(令和5)年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 - マイナンバーが未登録の加入者に対する事業主を通じたマイナンバー登録勧奨及びマイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者にする本人照会を本部と連携し実施する。 ② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 2025(令和7)年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を本部と連携し推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。特に経過措置期間が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に本部と連携し資格確認書を発行する。 ③ 電子申請の導入 2026(令和8)年1月に加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から導入される電子申請について、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、本部と連携し、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。	① - マイナ保険証とオンライン資格確認等システムの利用が進むことにより、良質かつ効率的な医療の提供に繋がること等のメリットを周知し、更なる利用促進を促した(②に記載した各種広報において実施)。 - 本部からの指示に基づき、マイナンバー未収録者や確認を要する者への照会及び登録作業を迅速に行った。 ② - 資格確認書の一括発行に向けて、6月に県内6か所で開催された社会保険制度説明会等において説明を行い、事業所担当者等への周知を図った。また、メルマガや納入告知書同封リーフレット等による各種広報を行った。 - 支部内で学習会を開催し、一括発行に係る知識の習熟に努めた。 - 青森支部の加入者には、9月下旬から約95,000件の資格確認書を発送。上記広報の取組や、支部とコールセンターとの連携・協力による丁寧な相談対応を行ったことにより、大きな混乱は生じなかった。 ③ - 本部主催の研修会に参加し、支部内での伝達研修や学習会も行うことによって、電子申請の導入等に向けた事務処理体制を整えた。 - 商工団体や青森県社会保険労務士会から会報誌送付時のチラシ同封、HPでの周知等のご協力をいただいたほか、1月の健康保険委員研修会等で説明を行うなど、電子申請やけんぽアプリの利用促進を図った。

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(1) データ分析に基づく事業実施

事業計画(具体的施策等)	実施状況
① 支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 - 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 - 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施し、地域住民全体の健康度向上を目指す。分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者との共同分析を推進する。 - 調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、本部主催の調査研究フォーラムや本部発行の調査研究報告書、各種学会等へ積極的に応募する。 - データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部主催の統計分析研修等へ出席するほか、本部との連携強化に加え、支部間での研鑽を積む等による人材育成を通して、調査研究の質の底上げを図る。 ② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 - 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。	① - 令和5年度版の医療費分析は、青森県立保健大学の大西先生に確認いただき、7月の支部評議会で報告、8月21日に支部ホームページに掲載、青森県(担当部局3課)と40市町村、国保連合会に情報提供した。 - 療養費や健診データをはじめとしたデータ(エビデンス)に基づく事業計画を策定するにあたり、本部とミーティングを重ね、支部の課題を深掘りするとともに、他支部の取り組みノウハウを取り入れることでより効果的なものとなるよう議論を進めた。 - 本部主催の調査研究フォーラムに出席した。(5月) - 青森市で開催したQOL健診フェアに青森支部加入者の健診データを活用し、分析した結果をイーゼル展示した。(10月) - 青森県民の健康づくり推進のため、青森支部加入者の健診データ活用し、集計した結果を青森県へ提供した。(10月) 3月開催の本部主催の統計分析研修等へ出席し、本部との連携強化に加え、支部間での研鑽を積む等による人材育成を通して、調査研究の質の底上げを図った。併せて、北海道・東北ブロックのブロック分析を令和8年度から実施するにあたり、キックオフミーティングを実施した。

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

事業計画(具体的施策等)	実施状況
① 保健事業の一層の推進 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とした第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)にかかる取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 【第3期データヘルス計画【令和6年～令和11年度】】 ■ 6年後に達成する目標 Ⅲ度高血圧(180/110mmHg以上)生活習慣病リスク保有者の割合を減少させる。 ■ 対策を進めるべき重大な疾患(10年以上経過後に達成するゴール) - 脳血管疾患の入院医療費を全国平均に向けて引き下げる。	① ● データヘルス計画の実施状況の確認および対策検討に向けて、定期的に支部担当者間による「データヘルス計画進捗確認」を実施 ・R7年度中に4回開催(6/4、8/7、11/26、3/6) - 健診、保健指導、重症化予防、喫煙対策、飲酒対策について協議 ● 喫煙リスク保有率が高い業態を対象とした喫煙対策(受動喫煙対策・禁煙のすすめ等) ・健康宣言事業所で喫煙対策を目標に掲げている運輸業関連事業所の対象90事業所に、6か月に渡り喫煙対策にかかるポスター・チラシを送付した。(7月～12月) ● 飲酒習慣要改善者が多く、適正飲酒量等、飲酒に関するヘルスリテラシーの向上 ・事業所向けの出前講座に「飲酒」をテーマとした講話を追加。(出前講座3件) ・支部保健師が作成した飲酒にかかるリーフレットを特定保健指導で飲酒習慣にかかる説明を行う際に使用した。

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

KPI

- ㊦生活習慣病予防健診実施率を64.2%以上とする。
- ㊦事業者健診データ取得率を12.7%以上とする。
- ㊦被扶養者の特定健診実施率を31.2%以上とする。

指標	令和7年度目標	令和7年度実績	令和6年度実績
生活習慣病予防健診実施率	64.2%以上	60.1%	58.2%
事業者健診データ取得率	12.7%以上	12.8%	12.4%
特定健診実施率	31.2%以上	28.3%	29.4%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
㊦ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 - 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を収集し、実施率の向上に努める。 - 被保険者に対する生活習慣病予防健診(特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの)について、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。	㊦ ●生活習慣病発症リスクの高い事業所に対する生活習慣病予防健診の受診に向けたアプローチ ・健康宣言事業所や被保険者が多い事業所のうち、事業者健診を中心に受診している事業所を対象とし、青森県の健康度(短命の実態)やがん検診を含む生活習慣病予防健診の有効性・費用面での軽減などを伝えるリーフレットを送付した。(3月1,673事業所) ●各業界団体へ健診等の協力依頼を実施 ・バス協会、タクシー協会:会員に対し、健診・保健指導、健康宣言の案内チラシを配布。 ・トラック協会:会員誌に健診・保健指導、健康宣言の案内記事を掲載。 ・建設業協会:HPに健診・保健指導、健康宣言の案内記事を掲載。

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・ 契約健診機関の少ない地域等において、被保険者及び被扶養者を対象とした集合バス健診(検診車による出張健診)を実施する。 ・ 生活習慣病予防健診の付加健診対象年齢の拡大と併せて、関係団体と連携した受診勧奨及び事業所訪問等の取組を行い、受診率の向上を図る。 ・ 事業者健診データの取得率向上に向けて、受診率の低い事業所に対して労働局との連名による提供依頼文書を送付し、更に外部委託により電話等による提供依頼を実施する。 ・ 事業者健診データの取得について、2025(令和7)年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会(3者間)での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。 ・ 被扶養者に対する特定健診について、がん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。	● 集合バス健診の実施 ・ 健診機関の少ない地域等において検診車による集団健診を実施。 (案内送付:8,542事業所、被扶養者24,320名) ・ 8月:六ヶ所、9月:五所川原、12月:深浦、1月:むつ、2月:五所川原・弘前・青森・八戸 受診者数計:被保険者225人、被扶養者116人 ● 労働局との連携 ・ 受診率の低い事業所に対して労働局と支部長の連名による事業者健診データの提供依頼文書を送付。(9月:対象2,330事業所) ● 外部委託による事業者健診結果データの取得(10月～3月) ・ 提供依頼書の取得 274件 ・ 事業者健診結果データの取得 4,902件 ● 事業主との連携 ・ 健康宣言事業所の内、被扶養者の特定健診受診率の低い事業所に協力を依頼し、事業主と連名の特定健診受診勧奨チラシを被保険者を通して配布。 (10月:対象123事業所)

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

事業計画(具体的施策等)	実施状況
- 被扶養者の特定健診実施率向上に向けて、未受診者に対してナッジ理論やGISを活用し、効果的な受診勧奨を実施する。また、事業主に協力を依頼し、被保険者を通じて事業主との連名による受診勧奨を実施する。 - 次年度40歳到達者(特定健診デビュー年齢対象者)に対する特定健診受診勧奨を実施する。 - 特定健診の受診歴がない40歳代前半被扶養者への受診勧奨を実施する。 - ショッピングセンター等における「まちかど健診」(特定健診)を実施する。 - 健診体系の見直しとして2026(令和8)年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。	●GISを活用した特定健診受診勧奨。(2月:17,835件発送) ●次年度特定健診デビュー年齢対象者への特定健診受診勧奨。(2月:711件) ●特定健診を一度も受けていない40歳前半の被扶養者への受診勧奨。(10月:1,523件) ●まちかど健診の実施。(案内送付:38,734件) ・11月～1月にかけて8会場31日 - 受診者数 2,355人(オプション無料検査:骨粗鬆症検査2,335人、眼底検査2,339人) ●令和8年度より開始となる人間ドック健診等を踏まえた医療機関担当者向け説明会の開催。(10月) ・令和8年度より人間ドック健診委託契約 5機関

被保険者 生活習慣病予防健診受診者数

生活習慣病予防健診 KPI 64.2%以上(実施見込者数:123,830人/実施対象者数:192,880人)



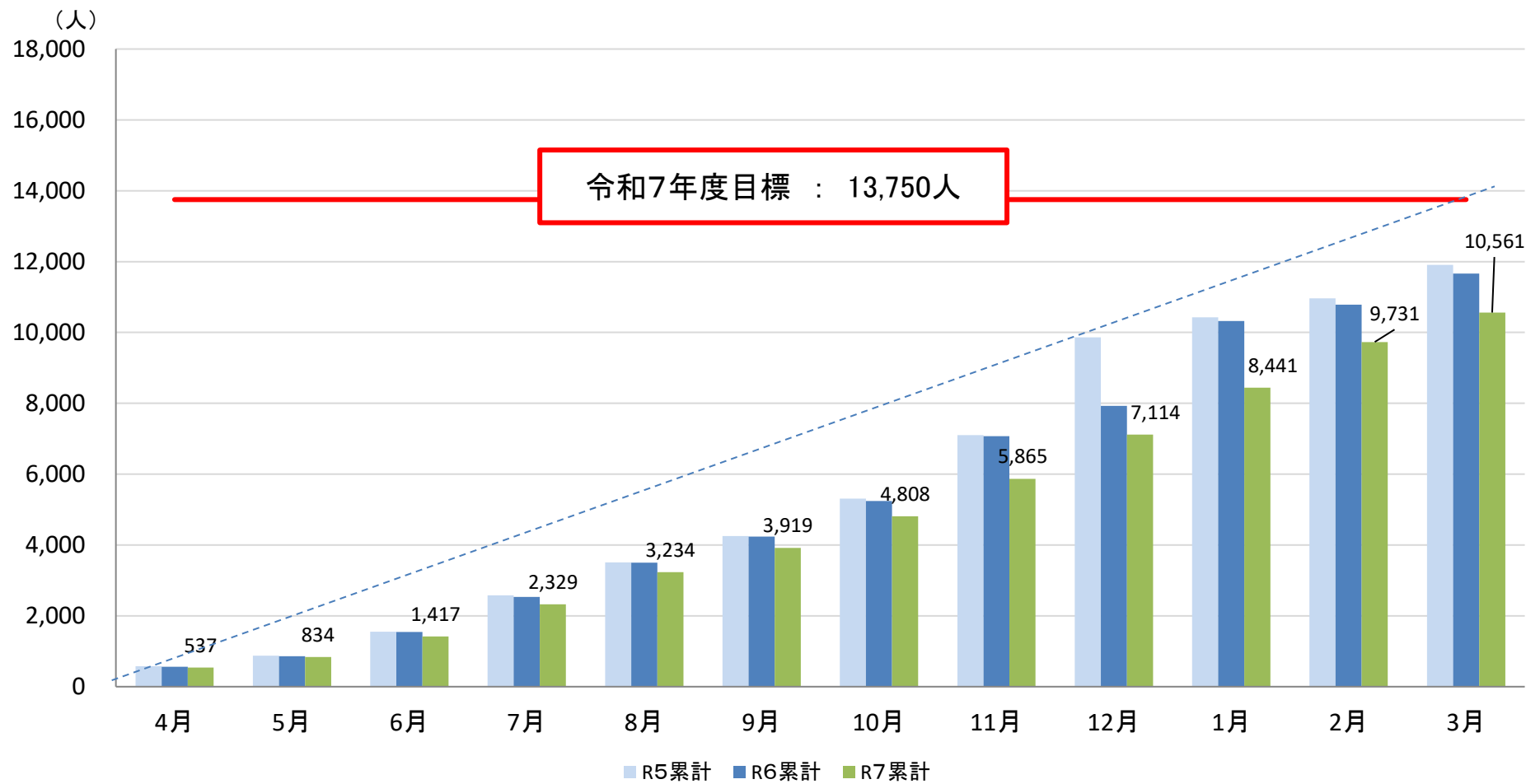
事業者健診データ取得数

事業者健診データ KPI 12.7%以上(取得見込者数:24,450人/実施対象者数:192,880人)



被扶養者 特定健診受診者数

特定健康診査 KPI 31.2%以上(実施見込者数:13,750人/実施対象者数:44,059人)



4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

KPI

- ㊦被保険者の特定保健指導実施率を31.9%以上とする。
- ㊦被扶養者の特定保健指導実施率を24.1%以上とする。

指標	令和7年度目標	令和7年度実績	令和6年度実績
被保険者の 特定保健指導実施率	31.9%以上	31.0%	28.8%
被扶養者の 特定保健指導実施率	24.1%以上	24.8%	16.1%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
③ 特定保健指導実施率及び質の向上 i) 特定保健指導実施率の向上 2022(令和4)年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内(指導機会の確保を含む)の徹底を図る。 - 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。	③ ●特定保健指導の対象者全件に利用案内通知を送付した。 ●日々の特定保健指導勧奨業務において、健康宣言事業所、大規模事業等への案内を重点的に実施した。 ●健康宣言事業所を対象に健診当日の特定保健指導を周知した。また、事業所の意向や健診時期等を集約し、健診機関へ情報提供を行った。 ・当日実施希望事業所: 令和6年度 484事業所、令和7年度 214事業所

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

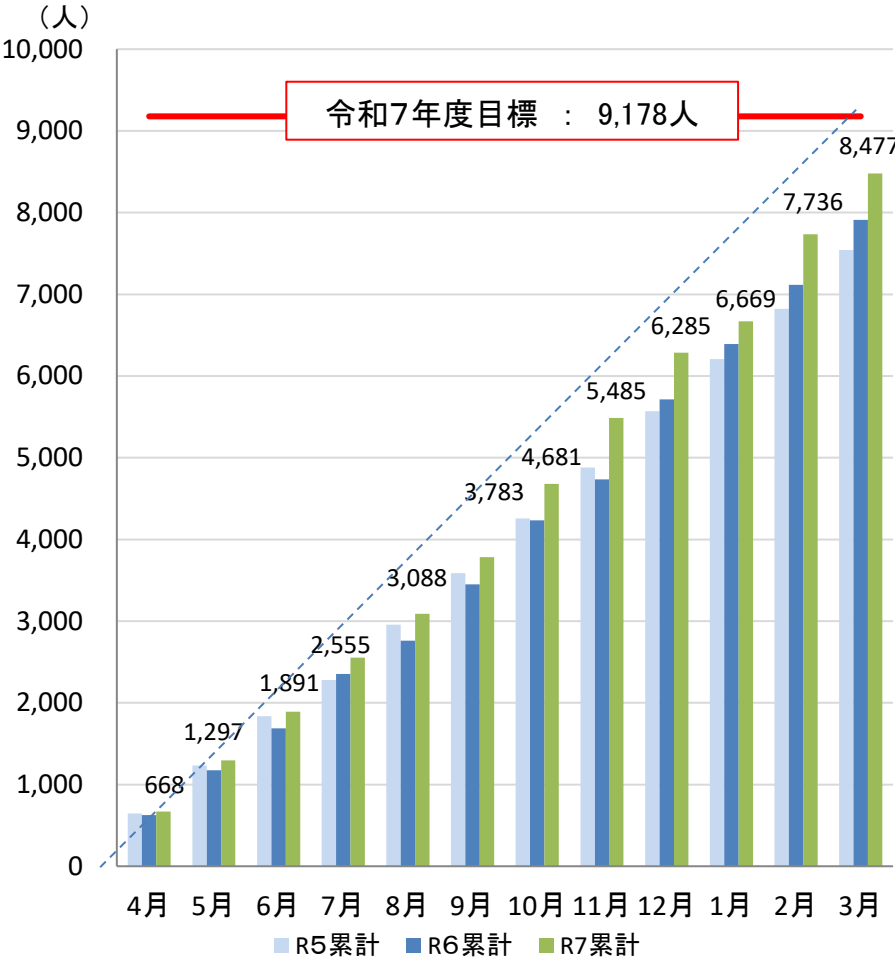
(2) 健康づくり

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・ 特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。 ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。 ・ 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。 ・ 集合バス健診や、ショッピングセンター等における「まちかど健診」の当日に保健指導を実施する。 ・ 健康宣言事業所における特定保健指導の利用促進に向けて、関係機関と連携した受診勧奨及び事業所訪問等の取組を行い、実施率の向上を図る。 ii) 特定保健指導の質の向上 ・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」(特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。	● 特定保健指導委託機関と連携強化を図りつつ、健診当日の保健指導の拡大を推進 ・ 新規機関と契約締結。(令和7年5月 1機関) ・ 主要な委託機関へ訪問し、第4期の実施状況を把握し、保健指導の拡大について協議を実施。(5月、5機関) ● ICTを活用した特定保健指導の実施について、利用勧奨から特定保健指導の実施まで保健指導専門機関に外部委託を行った。 ・ 初回面談221件、実績評価197件 ● 健診機関施設内における特定保健指導の遠隔面談 ・ 健診当日に健診機関の施設内で保健指導専門機関が初回面談(遠隔面談)を実施した。(449件) ● 幹部による訪問勧奨の実施 ・ 特定保健指導の実施率が低い健康宣言事業所や大規模事業所に対して、特定保健指導勧奨(幹部による訪問)を実施した。(11事業所) ● 集合バス健診・まちかど健診において健診当日の特定保健指導を実施(8月～2月) ・ 集合バス健診、まちかど健診での特定保健指導被保険者29人、被扶養者205人

特定保健指導完了者数の推移

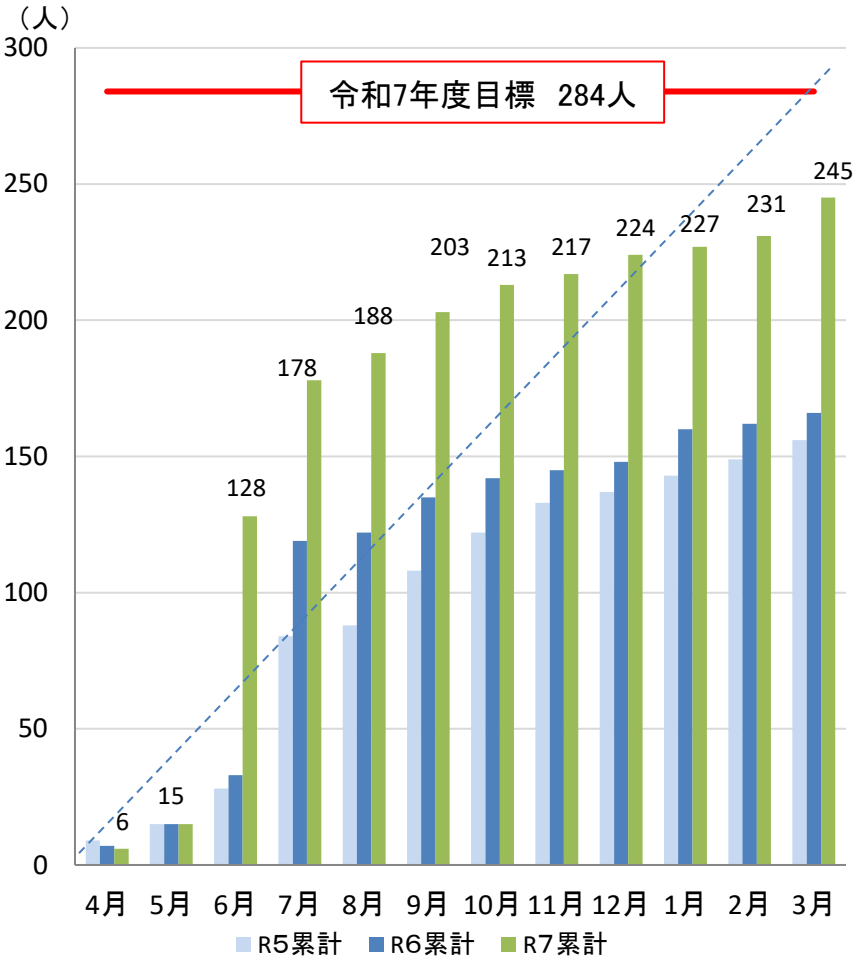
被保険者

特定健康指導 KPI 31.9%以上
(実施見込者数:9,178人/対象者数:28,770人)



被扶養者

特定健康指導 KPI 24.1%以上
(実施見込者数:284人/対象者数:1,180人)



4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

KPI

※令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑦ 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(※)を対前年度以上にする。

指標	令和7年度目標	令和7年度実績	令和6年度実績
健診受診月から10か月以内に受診した者の割合	対前年度以上	33.8%	33.6%

事業計画(具体的施策等)	実施状況
④ 重症化予防対策の推進 - 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 - 血圧リスクが高く、要治療域に入る前の加入者に対して、高血圧のリスクを伝えとともに生活習慣改善を促すための情報提供を行う。 - 喫煙対策として、SDGsの視点も踏まえ、中学生以下の子を持つ喫煙歴のある被保険者に対し受動喫煙に関する情報提供を行う。 - 胸部エックス線検査及び大腸免疫便潜血反応検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。 - 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。	④ ●本部における一次勧奨の概ね1か月後に未受診者を抽出し、受診勧奨文書を事業所へ発送するとともに、二次勧奨対象者への電話勧奨を実施。 ・外部委託：文書勧奨10,389件、電話勧奨2,113件 ・未治療者の個別指導(事業所訪問)の実施：1,243件 ・個別指導後の未治療者を受診までフォロー(電話等)：527件 ●高血圧リスク保有者への情報提供 ・リスク保有率の高い西北五地域の対象者へ、地域性を強調した上で塩分摂取量を減らす食事習慣の情報を提供。(6月～3月：516人) ・県内若年層(35～44歳)のリスク保有者に対し、血管の老化を進めないための様々な運動や食事習慣改善等の情報を提供。(6月～3月：2,518人) ●中学生以下の子を扶養している喫煙歴のある被保険者への情報提供 ・リーフレット(若い世代に与える人体への影響等を記載した)送付。(5,996件)

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

事業計画(具体的施策等)	実施状況
• 血圧、代謝のリスク保有割合が高い業態への対策として、関係団体との関係を構築し、連携して周知啓発活動や幹部等の事業所訪問による特定保健指導、受診勧奨の徹底を図る。 • 生活習慣病リスクが高い方に健診結果に応じた生活習慣病の発症予測等を情報提供し、生活習慣の改善や医療機関受診などの行動変容を促す。 • 糖尿病性腎症重症化予防のため、医師会との連携協定による重症化予防プログラムを実施する。	● 血圧・血糖・脂質の要治療者への〇次勧奨の実施 ・生活習慣病予防健診の検査結果が要治療・要精検と判定された受診者に対し、健診結果通知を送付する際に受診勧奨チラシを同封。 ● 大腸免疫便潜血検査における要精密検査・要治療者への受診勧奨 ・健診機関において上記対象者に対して、健診結果通知を送付する際に受診勧奨チラシを同封。 ● 青森県が実施する「高血圧症未治療ゼロチャレンジキャンペーン」「血圧未測定ゼロチャレンジキャンペーン」について、特定保健指導で保健師が事業所を訪問する際や幹部等の事業所訪問時にリーフレットを事業所へ配布。 ● 青森県が実施する「大腸がん検診の職域・市町村連携モデル構築事業」において、受診勧奨にかかる広報面で連携。(1,279事業所) ● 特定保健指導対象者に対し、健診結果を見える化し、生活習慣病発症リスク等を訴えかける受診勧奨通知を送付。(2月:16,971人) ● 糖尿病性腎症重症化予防のため、医師会との連携協定による重症化予防プログラムの実施については、令和7年度で対象者が9名判明するも本人の同意を得られず実施なし。

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(2) 健康づくり

KPI

④健康宣言事業所数を2,090事業所(※)以上とする。
(※)標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

指標	令和7年度目標	令和7年度実績	令和6年度実績
健康宣言事業所数	2,090事業所以上	2,100事業所	1,979業所

事業計画(具体的施策等)	実施状況
⑤コラボヘルスの推進 「データヘルス計画」による協働事業や健康宣言事業所の更なる拡大・フォローアップの拡充により、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。 - 本部より示された健康宣言の取組の基本モデル等を踏まえ、支部で見直した宣言からフォローアップまでのプロセス及びコンテンツ(宣言項目として必ず盛り込む内容や事業所カルテに示すべき項目等を整理したもの)による健康宣言事業を引き続き実施する。 - 地方自治体等と連携した取組について、青森県や各市町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。 - 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等と連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。	⑤ - 健康宣言の新規登録に向けた文書、電話及び訪問勧奨を全所体制で実施した。 - 健康宣言を登録している事業所ごとに「事業所健康度診断」を発行。健康情報誌および健康づくりの取り組みに関するアンケートとあわせて送付した。(四半期ごと) - 令和3年度に健康宣言をした事業所に対し基本モデルへの切り替えに向けた文書を送付した。(8月) - 青森市PTA連合会の協力を得て、ねぶた祭において「青森県長寿のびしろ日本一」と記載したうちわを沿道で配布した。(8月) 同様に児童生徒向けに特設サイトの内容を記載したチラシを作成。学校内で生徒に向けて配布した。(8月～) …うちわとチラシに特設サイトのQRコードを印刷

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

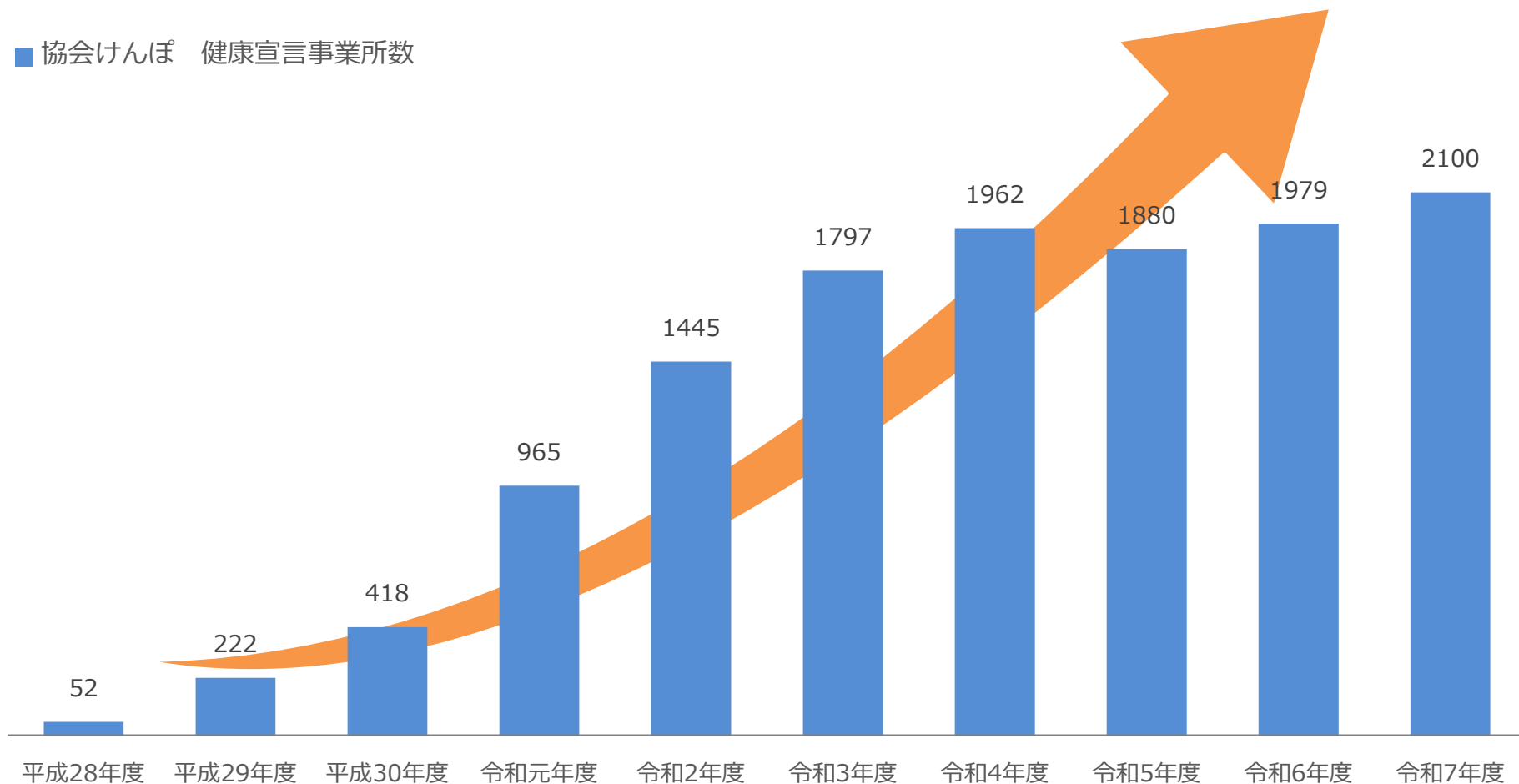
(2) 健康づくり

事業計画(具体的施策等)	実施状況
- 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題(喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など)に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。 - メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 - 青森県歯科医師会との連携による事業所を通じた歯科健診事業を実施する。	- ホームページに作成した特設サイトやWeb広告等による広報を若年期から高齢期まで含めたポピュレーションアプローチを行った。 - ホームページにて青森産業保健総合支援センターが開催するセミナーや研修会について案内した。(7~8月)また、12月にはセンターと連携協定を締結。1月の健康保険委員研修会では、メンタルヘルスについて講演を依頼した。 - 歯科健診事業を開始。健康宣言事業所及び昨年度受診事業所へ案内リーフレット等を送付した。(5月2,022件)上限800名とし、638名が受診した。

健康宣言に取り組む宣言企業数の推移（コラボヘルスの推進）

- 協会けんぽ青森支部において健康宣言事業を実施。経済団体、金融機関などと連携を図り、健康経営に取り組む企業を支援している。なお、令和7年度（3月末時点）の健康宣言事業所数は2,100事業所。

■ 協会けんぽ 健康宣言事業所数



4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(3) 医療費適正化

KPI

- ⑦ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度末以上とする。
（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする。
- ⑧バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

指標	令和7年度目標	令和7年度実績	令和6年度実績
ジェネリック医薬品使用割合	対前年度末以上	91.6%（2月診療分）	90.5%
バイオシミラー使用促進の働きかけ	実施	実施	－

事業計画（具体的施策等）	実施状況
① 医療資源の適正使用 i) ジェネリック医薬品の使用促進 データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。 また、加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた取組を行う。 本部より提供される「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し、阻害要因を分析の上、施策の検討などを目指す。	① i) - 地域フォーミュラリ構築に向けて、青森県高齢福祉保健課を訪問し、情報提供を行った。（4月） - 本部から提供された「データブック」等を活用し、ジェネリック使用割合の数量シェア目標値（80％）は超えているため、副次目標である金額シェアに着目して抽出した弘前市内7薬局を弘前市と合同で訪問して使用促進について意見交換を行った。（6月） - 県内の保険医療機関・保険薬局に「ジェネリックカルテ」等のデータを活用の上、各機関での医薬品処方状況を記載した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を情報提供し、更なるジェネリック医薬品の使用促進に取り組んだ。（2月972件送付）

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(3) 医療費適正化

事業計画(具体的施策等)	実施状況
- 青森県薬剤師会等と連携して、公立病院等への広報を行う。 - 青森県薬剤師会と連携して、ジェネリック医薬品希望の意思表示をした手帳・診察券ホルダーを作成の上、薬局において切り替え意思表示のツールとして使用する。 - 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記課題分析の結果に基づき、効果的なアプローチを行う。 - ジェネリック医薬品Q&A冊子等の配布、関係団体と連携したセミナー等での説明による、きめ細かな普及啓発を行う。 ii) バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進 2024(令和6)年度に参加したパイロット事業の取り組みや本部から横展開される他支部のノウハウを活用し、バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進に繋げる。 国の方針:「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」	- 新規登録の健康宣言事業所にジェネリック医薬品Q&A冊子を送付した。 - 健康保険委員等研修会でジェネリック医薬品使用促進について普及啓発を行った。(5月) - 青森県薬剤師会と連携し、ジェネリック医薬品希望の意思表示付手帳・診察券ホルダーを作成した。県内608調剤薬局での配布を依頼した。(手帳・診察券ホルダー1月に調剤薬局へ送付) ii) - バイオシミラー使用促進のため、関係団体である青森県薬剤師会や青森県病院薬剤師会、青森県(高齢福祉保険課・医療薬務課)を訪問し、事業の説明や県内のバイオシミラー使用状況を説明のうえ、協力を仰いだ。(9月) 7医療機関を訪問し、事業の説明や県内のバイオシミラー使用状況を説明のうえ、協力を仰いだ。(2~3月)

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(3) 医療費適正化

事業計画(具体的施策等)	実施状況
iii) 上手な医療のかかり方 - 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 - ポリファーマシー(多剤服用の有害事象)、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 i)～iii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。	iii) - メールマガジンにてセルフメディケーションの推進について周知・啓発を行った。(6月) - 納入告知書同封チラシにてかかりつけ医について周知・啓発を行った。(6・3月) - ポリファーマシーについて、メールマガジンにて周知を行った。(8月)

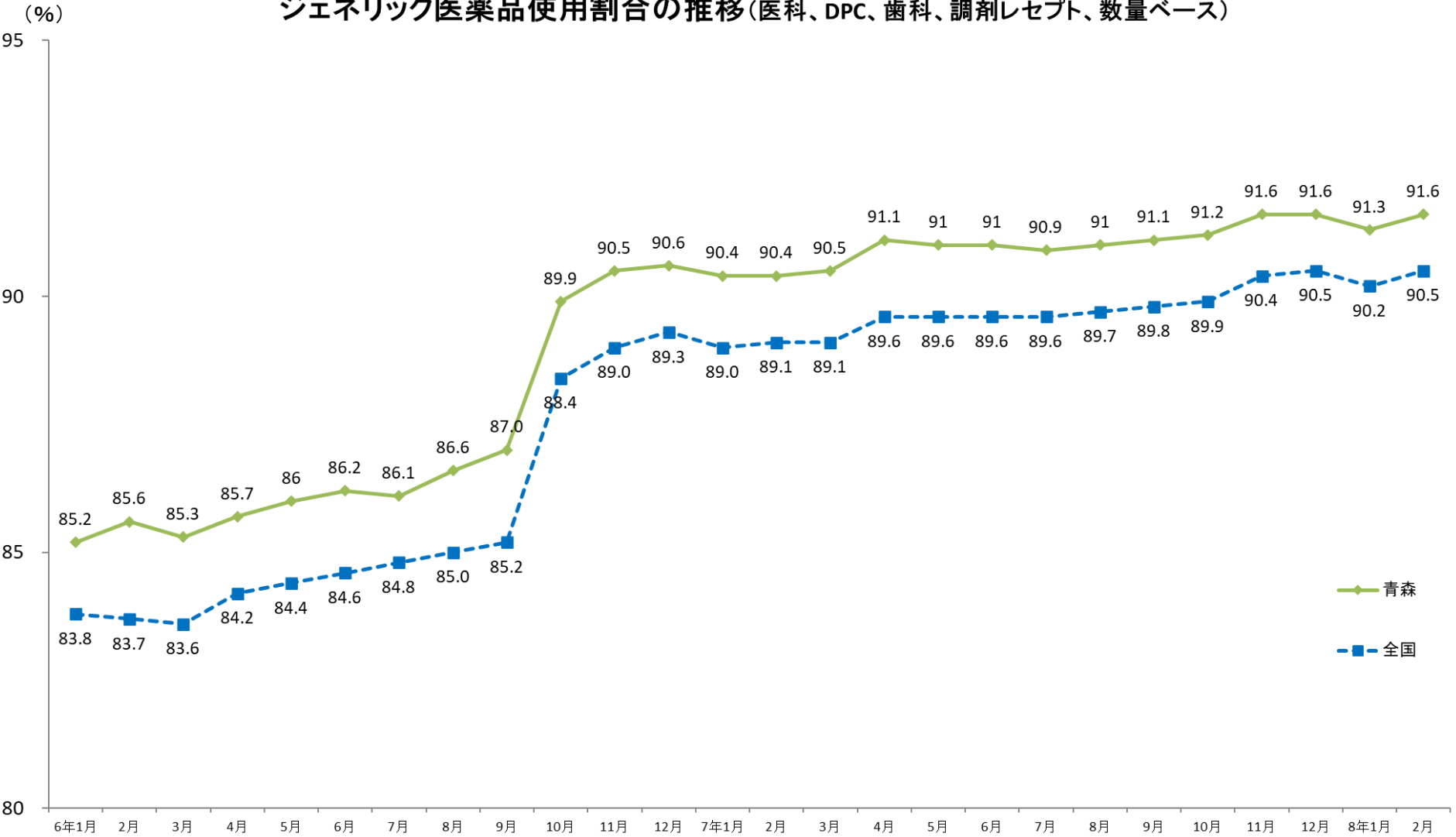
4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(3) 医療費適正化

事業計画(具体的施策等)	実施状況
② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 - 医療審議会や医療費適正化計画に係る懇話会へ参画し、医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 - 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出入状況等)や国・県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。	② i) 3月に医療費適正化計画に係る懇話会へ出席し、後発医薬品の現状、バイオ後続品(バイオシミラー)にかかる医療機関との意見交換について連携し、情報共有を図った。 ii) - 地域医療構想調整会議は参画している2地域(津軽、下北)のうち、津軽地域のみ書面開催であった。
③ インセンティブ制度の実施及び検証 2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。また、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。	③ インセンティブ制度について、納入告知書チラシ、メールマガジン、研修会等様々な機会を通じ、制度の周知広報を行った。

ジェネリック医薬品の使用割合

ジェネリック医薬品使用割合の推移(医科、DPC、歯科、調剤レセプト、数量ベース)



	6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1月	2月
青森	85.2	85.6	85.3	85.7	86	86.2	86.1	86.6	87.0	89.9	90.5	90.6	90.4	90.4	90.5	91.1	91	91	90.9	91	91.1	91.2	91.6	91.6	91.3	91.6
全国	83.8	83.7	83.6	84.2	84.4	84.6	84.8	85.0	85.2	88.4	89.0	89.3	89.0	89.1	89.1	89.6	89.6	89.6	89.6	89.7	89.8	89.9	90.4	90.5	90.2	90.5
順位	16	12	13	15	13	13	15	13	11	10	10	12	11	11	12	10	10	10	11	12	11	11	11	10	10	10

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

KPI

- ア SNS (LINE公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う。
- イ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を53.2%以上とする。
- ウ 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度末以上とする。

指標	令和7年度目標	令和7年度実績	令和6年度実績
SNSでの情報発信	毎月発信	毎月発信	－
健康保険委員委嘱事業所数の被保険者割合	53.2%以上	55.0%	53.7%
健康保険委員の委嘱事業所数	対前年度末以上	2,737事業所	2,651事業所

事業計画(具体的施策等)	実施状況
協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要であることから、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「支部広報計画」を策定し、実施する。 最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」(現役世代への健診事業の拡充)について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部と連携し、一体的・積極的に広報を行う。	令和8年度保険料率の決定後に、料率変更のお知らせに加え、健診体制の見直しについて、2月送付の納入告知書同封リーフレットや3月掲載の新聞広告、商工団体の会報誌等を通じて、情報発信を行った。

4. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

事業計画(具体的施策等)	実施状況
• 協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、本部と連携し、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 • 広報テーマに応じて、本部より提供される各種広報ツールを活用し、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けられることができる媒体であるSNS(LINE)、メールマガジンの活用に取り組む。 • 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。	• 健康保険委員等を対象とした研修会を行い、健康保険制度やマイナ保険証の説明を実施した。 • 本部から提供される各種ツールを各種広報に活用するとともに、LINE（月2回）、メールマガジン(月1回以上)の配信に取り組んだ。 • 新規健康宣言時に健康保険委員の委嘱を必須とするとともに、基本モデルへの切り替えにおいても勧奨し委嘱を拡大。また、健康保険委員に対し、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行った。

5. 保険者機能の強化を支える 組織・運営体制等の整備

5. 組織・運営体制等の整備

(1) 人事・組織

① 人事制度の適正な運用

事業計画(具体的施策等)	実施状況
目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。	- 支部およびグループの目標達成を踏まえた個人目標を、面談により設定し、目標達成に向けて意識の共有を図った。(4月、10月) - 実績評価結果のフィードバックを実施した。(4月、10月)

② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

事業計画(具体的施策等)	実施状況
本部主催の各種研修や通信教育、支部独自研修により業務に必要なスキルアップを図るほか、業務経験を通じて職員の成長を促し、組織基盤の底上げを図る。	- 令和7年4月に契約職員2名、令和7年8月に契約職員1名の新規採用があり、必要な研修を計画的に実施した。 - eラーニングシステムを活用した必須研修を実施した。(5月～9月) - 外部講師による支部独自研修(業務の効率化、文書作成、ハラスメント防止およびメンタルセルフ)を実施した。(11月、3月)

③ 働き方改革の推進

事業計画(具体的施策等)	実施状況
協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。	年次有給休暇取得率80%以上を目標として、令和7年5月に夏季休暇および計画的な年休取得を全職員に周知した。

5. 組織・運営体制等の整備

(1) 人事・組織

④ 風通しのよい組織づくり

事業計画(具体的施策等)	実施状況
職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、職員同士の意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組む。	- 定期的なグループ内打ち合わせ、管理職と職員との1ON1面談を実施した。 - 出社・退社時の挨拶の励行やレクリエーション等を通じ、職員間の意思疎通を図り、情報交換や意識の共有を行った。

⑤ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上

事業計画(具体的施策等)	実施状況
各評価項目について、目標を意識した取り組みを行うとともに、進捗管理の徹底を図る。	支部およびグループの目標達成に向けた個人目標を設定し、面談により目標達成に向けて意識の共有を図った。

5. 組織・運営体制関係

(2) 内部統制等

① 内部統制の強化

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等に取り組む。 ・ 的確な業務遂行のため支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を実施する。 ・ 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を順守し実務を行う。 ・ 本部主催の階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。	・ 不審メール受信時の対応訓練を実施した。 ・ 本部主催のeラーニングシステムを活用したリスク管理研修、情報セキュリティ研修を全職員が受講した。

② 個人情報の保護の徹底

事業計画(具体的施策等)	実施状況
・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・ 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。	・ 本部主催のeラーニングシステムを活用した個人情報保護研修を全職員が受講した。 ・ 個人情報保護管理委員会を開催した。(6月、7月、8月、9月) (10月以降はリスク管理委員会に統一されたが、議論すべき案件なし)

5. 組織・運営体制等の整備

(2) 内部統制等

③法令等規律の遵守(コンプライアンス)の徹底

事業計画(具体的施策等)	実施状況
- 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 - コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。	- 毎月全職員によるコンプライアンスマニュアルの読み上げ等を各グループにて実施し、コンプライアンスの確認と意識の向上を図った。 - 日次及び月次のコンプライアンス自己点検を実施した。 - コンプライアンス委員会(4月、6月)及びリスク管理委員会(12月、2月、3月)を開催した。

④災害等の対応

事業計画(具体的施策等)	実施状況
- 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 - 業務継続計画書(BCP)など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 - 事業所及び加入者等の個人情報を実際に保護するため、情報セキュリティ体制を維持する。	- 安否確認システムの模擬訓練を計画的に実施した。(5月、11月) - 本部主催のeラーニングシステムを活用した情報セキュリティ研修を全職員が受講した。

5. 組織・運営体制等の整備

(2) 内部統制等

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。

指標	令和7年度目標	令和7年度実績	令和6年度実績
一般競争入札に占める 一者応札案件の割合	15%以下	14.3%	7.7%

⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

事業計画(具体的施策等)	実施状況
- サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 - 調達に当たって、100万円(令和7年10月からは基準額変更)を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 - 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。	- 全職員が適切なコスト意識をもち、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用し、その都度状況を確認、把握し、適切な在庫管理等を行い、経費の節減に努めた。 - 一般競争入札を原則とし、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会にて、妥当性を審査し、ホームページへの調達結果等を公表し、透明性の確保を行った。(一般競争入札実施 14件) - 一者応札案件が1件あり、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を行い、次回以降の一者応札案件数の減少に努めた。 - 少額随意契約の範囲内においても、ホームページ等で調達案件を公示し、広く見積書の提出を募る見積競争公告を実施した。(見積競争公告実施 18件)